

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

静岡国民年金 事案 1224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から4年1月まで
② 平成4年4月及び同年5月

私は、国民年金の被保険者となった平成3年*月当時は大学生で親元を離れて生活をしていた。20歳到達に伴い母親が私に代わり市役所にて国民年金の加入手続きを行い、保険料納付についても母親が市内の金融機関へ赴き納付を行ったはずであるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身で国民年金加入手続きを行った記憶は無く、その母親が、申立人が20歳に到達した平成3年*月に行い、以後、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人及びその前後の同記号番号の被保険者の年金記録から、5年4月ごろ、申立人が学生時代に居住していた市で職権により払い出されたものと推測され、申立人が20歳に到達した3年*月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時は、申立人が主張するように、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が提出した領収書によれば、申立期間①直後の平成4年2月及び同年3月の保険料並びに申立期間②直後の同年6月から5年3月までの保険料がいずれも6年3月に発行された納付書により過年度納付されたことが確認でき、これら期間の納付書が発行された同年同月時点では、申立期間①は既に時効であるため、納付書は発行されず、納付することはできなかったと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②については、上記過年度納付された期間の間であることから、納付書は発行されたものとみられ、前後の期間が納付済みと

されているのに未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から44年3月まで
妻が昭和42年3月に夫婦の国民年金の加入手続を行い、私の保険料を20歳までさかのぼって納付したはずであり申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に、その妻が国民年金の加入手続を行うとともに、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の前後の同記号番号の被保険者の状況からみて、46年7月に夫婦連番で払い出されたとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ加入手続を行ったものと推測され、この時期は第1回特例納付の実施期間（昭和45年7月から47年6月まで）であったため、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であった。

しかしながら、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻が国民年金加入手続時にさかのぼって納付したと記憶する保険料額（一人当たり2、3万円）は、申立期間の始期（20歳到達時）までさかのぼって納付した場合の申立人に係る保険料額とは大きく乖離^{かいり}することから、申立期間すべてについて保険料を納付したことは考え難い。

一方、申立人の妻は、申立期間のうち昭和42年3月から44年3月までの保険料について第1回特例納付を利用してさかのぼって納付したことが確認できるところ、申立人夫婦は、i) 昭和46年4月以降の保険料をほぼ同日に納付しており、保険料の納付は夫婦同時に行われていたことがうかがえるこ

と、ii) 申立人は、その妻よりも年齢が上であり、加入手続後 60 歳到達までに保険料を納付することが可能な期間は短期間であることから、夫婦のうち申立人のみ特例納付しなかったとされているのは不自然とも考えられる。

また、申立人の妻が、国民年金加入手続時にさかのぼって納付したと記憶する保険料額は、上記申立人の妻がさかのぼって納付したとされる期間（昭和 42 年 3 月から 46 年 6 月まで）と同じく納付した場合の保険料額に近い金額（約 2 万円）となることから、申立人は、申立期間のうち 42 年 3 月から 44 年 3 月までの保険料を申立人の妻と一緒に特例納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間以降、保険料を未納無く納付しており、加入手続時以降の申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 41 年ごろまでは、自治会の事務所に国民年金保険料を預け、同事務所に 3 か月ごとに集金に来ていた区役所出張所の人を通じて納付しており、その後は、区役所出張所で 3 か月ごとに納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区の勧めを契機として、昭和 36 年の国民年金制度発足とともに国民年金に加入し、国民年金保険料については、この当時から生計を同じくしていた申立人の夫の分と合わせて納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 2 月に申立人の夫と連番で払い出されており、申立人及びその夫の国民年金加入手続は同時に行われたものと推認できる。

また、昭和 49 年 5 月 10 日に「国民年金被保険者マスター明細票」が作成された時点においては、昭和 36 年度（昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで納付済み）及び 37 年度（昭和 37 年 4 月から同年 6 月までが納付済み）の申立人及びその夫の納付状況は一致していたことがわかることから、同明細票において、申立人の夫は、申立期間②のうち 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間に係る保険料が納付済みとされており、当時から納付されていたことが推定でき、申立人の同期間に係る保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間③についても、12 か月と短期間である上、前後の期間が納付済みであり、上記明細票でも、同期間における申立人の夫の保険料は当時から納付済みとされていたものとみられることから、申立人が未納とされているのは不自然である。

一方、前述のとおり、昭和 49 年 5 月 10 日に上記明細表が作成された時点において、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間①及び申立期間②のうち、37 年 7 月から 39 年 3 月までの期間に係る保険料は未納とされていたことが確認できるのに対し、58 年 11 月 9 日に作成された「年度別納付状況リスト」では、前述の未納とされていた期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みとされていることが確認できることから、当該期間に係る申立人の夫の保険料は特例納付されたことが推定できる。

しかしながら、申立人は、過去の未納分を遡^{さかのぼ}って納付した覚えは無いとしている上、その夫と同様に申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに納付を行ったことが推認できるまでの周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成3年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月から4年6月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月21日から4年7月1日まで

ねんきん定期便で標準報酬月額について確認したところ、申立期間当時にA事業所から支給されていた給与より低額の標準報酬月額が記録されていることが分かった。給与明細書を所持しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成3年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月から4年6月までの期間は24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年5月4日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月4日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間はA社B支店C営業所に勤務していた時期で、昭和49年4月1日にA社に入社してから現在までA社(グループ会社を含む)に継続して勤務していることは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社から提出された在籍証明書及びD健康保険組合が管理する健康保険の被保険者記録並びにA社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上述の在籍証明書によれば、申立人は昭和49年5月1日にA社本社から同社B支店に異動し、同年7月1日にA社B支店から同社本社に異動したことが確認できるが、オンライン記録によれば、A社本社から同社B支店への異動に伴う申立人のA社本社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年5月4日となっていることから、同日をA社B支店での資格取得日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のD健康

保険組合が管理する健康保険の被保険者記録から6万円とするのが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所に申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月21日から55年1月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、BグループのA事業所における資格喪失日が昭和54年12月21日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

しかし、Bグループ内の異動でC事業所に異動したのであり、同グループに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書、Bグループから提出された従業員カード及び事務担当者の証言等により、申立人は、Bグループに継続して勤務し(昭和55年1月21日にA事業所からC事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、当該事業所の事務担当者の証言及び昭和54年11月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和

55年1月21日とすべきところ、54年12月21日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年9月30日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、昭和18年4月5日から19年6月1日までのA事業所C工場での加入記録はあるが、同年6月1日以降の加入記録は無い旨の回答を得た。

入社後は、A事業所D工場で勤務し、昭和20年2月ごろに自分の所属部署は、E町にあったF施設に疎開したため同所に転勤となり、終戦時まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA事業所D工場で勤務し、昭和20年2月ごろ自分の所属部署がF施設に疎開し終戦時まで勤務したと主張しており、当該主張の内容は、複数の同僚の証言及び文献の内容と一致していることから、申立人がA事業所D工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人と一緒にA事業所D工場に勤務した。昭和20年になってから、F施設に疎開した当該事業所の職場で勤務中の申立人と会った。その後自分も別の疎開工場に転勤となり、終戦時まで勤務した。」と証言しており、オンライン記録において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和17年6月から20年8月まで継続していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人を含む複数の元同僚の厚生年金保険の加入期間は、A事業所C工場で被保険者となっていることが確認でき、B事業所D工場は、「当時は、A事業所C工場が本社だった。」と回答していることから、A事業所D工場で勤務する従業員についても、A事業所C工場で厚生年金保険の被保険者資格の届出が行われたことがうかがえる。

加えて、A事業所C工場の労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚及び終戦時までA事業所C工場で勤務したと述べている元従業員は、昭和20年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所D工場に継続して勤務し（厚生年金保険の適用は、A事業所C工場）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた元同僚の、A事業所C工場における昭和19年6月の労働者年金保険被保険者名簿の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち昭和 51 年 5 月 21 日から同年 6 月 15 日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 事業所における資格取得日に係る記録を同年 5 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 7 日から 31 年 2 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 21 日から同年 6 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①には A 事業所、申立期間②には B 事業所で勤務したことは事実であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 51 年 5 月 21 日から同年 6 月 15 日までの期間について、申立人が提出した給与明細書から、申立人は B 事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同日であり、公共職業安定所及び社会保

険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 51 年 4 月 21 日から同年 5 月 21 日までの期間については、申立人が提出した昭和 51 年 5 月支給分の給与明細書から、申立人が当該期間に B 事業所で勤務していたことは確認できるものの、当該給与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、同僚が、申立人が A 事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の当該事業所における在籍期間について明確に憶えておらず、申立期間①における申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、A 事業所において社会保険事務を行っていたとされる者は、オンライン記録によれば既に亡くなっていることが確認でき、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできなかった。

さらに、A 事業所は既に廃業しており、申立期間①当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

加えて、A 事業所での申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人の記録は、昭和 29 年 6 月 7 日に資格を喪失し、その後、31 年 2 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成2年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月21日から同年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、申立期間について被保険者記録の確認ができなかった。

申立期間については、A事業所に勤務していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の取締役である社会保険事務担当者は、「申立人は、A事業所に平成2年4月21日から、正社員として勤務している。」と証言をしていることから、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A事業所は、「申立期間に係る書類は、保管していないが、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除した。」と証言をしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成2年5月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間は同一企業内で転勤した時期であり、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人の在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和50年7月1日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和50年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間②に係る資格喪失日（平成8年3月25日）及び資格取得日（平成10年11月2日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から8年3月25日まで
② 平成8年3月25日から10年11月2日まで

申立期間①について、年金事務所に記録されている標準報酬月額は、自分が記憶する報酬月額に比べ低額となっているので、当時の自分の報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間②についてもA事業所から給与が振り込まれていたため、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において平成7年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、8年3月25日に資格を喪失後、10年11月2日に当該事業所において再度、資格を取得しており、8年3月から10年10月までの申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録、申立人が提出した銀行の取引明細及び同僚の証言から、申立人が申立期間②においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、前述のとおりA事業所において平成10年11月2日に再度、

資格を取得し、厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人が提出した銀行の取引明細のうち、申立期間②後の期間に係る当該事業所からの振込額は、厚生年金保険料等の控除後の金額であることが認められるところ、当該振込額は、申立人が提出した申立期間②に係る銀行の取引明細で確認できる当該事業所からの振込額とほぼ同額であることから、申立期間②においても厚生年金保険料等が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人と一緒にA事業所の関連会社に出向した同僚は、当該出向期間についてもA事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②標準報酬月額については、申立人が提出した銀行の取引明細の振込額及び平成の10年11月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に解散しており不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年3月から10年10月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、「B国の関連企業に出向した期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられている。振り込みと現金渡しにより、以前と同額の金額を受け取っていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所における申立人に係る標準報酬月額は、平成7年8月1日に、41万円から22万円に月額変更されていることが確認できるが、当該記録は、A事業所の従業員の年金記録を管理しているC年金基金に記録されている申立人の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が提出した銀行の取引明細から、平成7年5月以降の給与の振込額が減額されていることが確認でき、申立期間①について、給与の支給額の減額があったため、標準報酬月額の変更が行われたと考えることが自然である。

さらに、A事業所の申立期間当時の経理担当者（申立期間当時の事業主の娘）に照会したところ、「A事業所は既に解散しており、申立人の申立期間における標準報酬月額に関する資料は無いが、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額を申立人の給与から控除していた。」と回答している。

なお、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月21日から25年3月13日まで
② 昭和25年3月13日から29年5月31日まで
③ 昭和29年6月3日から38年1月30日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえ、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と相違している上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同被保険者台帳は誤った名前で記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 58 年 9 月まで

昭和 56 年 3 月に町内の方が度々国民年金の加入の勧誘に来たので、加入の手続をした。翌月、市役所に行き 45 年 7 月から 56 年 3 月までの 10 年間余りについて特例納付の手続をし、後日、国民年金保険料と付加保険料合計の納付通知書が送付された。送付された納付書を使い、市役所国民年金課窓口で保険料を納付し、その後も納付はすべて期日までに同窓口で納付していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月ごろに市の国民年金委員から、国民年金への加入を勧められたことを契機として、自身が市役所に赴き国民年金加入手続を行い、後日送付された納付書を用いて過去 10 年分の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付したと述べているところ、同年同月には特例納付（過去 3 回実施）は既に終了していたことから、申立期間すべてを納付する方法は無かった上、付加保険料も納付期限経過後にさかのぼって納付することはできず、申立人の主張に不合理な面が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 4 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて、申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間の大半は 2 年の時効を超えているため納付することはできなかった。

さらに、昭和 60 年 12 月 6 日に過年度納付書が作成されたこと、及び申立期間直後の 58 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料が時効直前の同年 12 月 20

日に収納されたことがオンライン記録から確認できることから、申立人は当該期間よりもさかのぼって保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の居住する市の被保険者名簿でも申立期間に係る保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 54 年 2 月までの期間及び 60 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 60 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間①について、私は、当時勤務していた会社が私の国民年金の加入手続をし、その会社が私の年金手帳を預かり、国民年金保険料を納付してくれたと記憶しているが、未納期間とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、私は転職が多いため、年金を納付しない期間ができないようにいつも気を付けており、厚生年金保険を脱退した後は必ず加入手続及び保険料納付をしたはずなので、その期間だけが未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、当時勤めていた事業所が行ってくれたはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①直後の昭和 54 年 3 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ加入手続を行い、52 年 10 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、申立人は申立期間①当時は国民年金には未加入とされていたことになり、当時、申立人が勤務していた事業所が申立人の主張するように保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和 54 年 3 月ごろの時点で、申立期間①は一部過年度納付となる期間（昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで）はあるものの、時効到達前であり、過年度納付及び現年

度納付により、保険料をさかのぼって納付することは可能であったが、申立人が申立期間①当時勤務していた事業所は既に無くなっており、当時の関係者から確認することができないほか、申立人自身にもさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、申立期間①の保険料を納付したことが推認できるまでの事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の所持する年金手帳に同期間に係る国民年金の加入記録の記載は無い上、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等についていずれも分からないとしており、記憶はあいまいである。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 46 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 5 月まで

私は、婚姻したころ、サラリーマンの妻は国民年金保険料を払うのは任意であると自宅に来た集金人から聞き、保険料を納付していなかった。その後、市議員から老後のために保険料は払えるものなら払った方が良いと勧められ、納付開始時期は分からないが、申立期間の保険料は毎月集金で払っていた。転居先で、国民年金の集金が来なくなり不思議に思ったが、保険料を納付するには再び手続をしなければいけないと言われ、保険料納付も大変なためそのままにしていた事を覚えている。その後、同じように市議員から、加入は任意だが、保険料は納めた方が良いと勧められ、昭和 52 年から保険料を納め始めた。申立期間の保険料が納付済みとされず、免除されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月に婚姻したころ自宅に集金に来た者から、「サラリーマンの妻は国民年金保険料の納付は任意である。」との説明を受けて国民年金保険料を納付していなかったが、市議員に、保険料納付の必要性について説かれたことを契機として保険料を納付することとし、以後、集金人に支払っていたと述べているが、納付開始時期や納付金額について覚えていないとしているほか、申立人は、申立期間に係る保険料を毎月集金人に支払っていたと述べているのに対し、申立人が申立期間当時居住した市の広報誌では、保険料は 3 か月分ずつ収納されていたことが確認できるなど、申立人の主張からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたことは推認し難い。

また、申立人は国民年金制度発足当初に払い出されていた国民年金手帳記号番号により、昭和 39 年 12 月まで保険料を納付した後、52 年 12 月に別の

同記号番号が払い出され、同年同月から納付を再開するまでの期間に係る保険料は未納又は免除とされているが、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム（制度発足当初に払い出された国民年金手帳記号番号に係るもの））を見ると、i）婚姻や住所移転を経た後も、国民年金被保険者の氏名（旧姓のまま）や住所の変更がなされていないこと、ii）48年に不在被保険者として扱われたことが確認できること、iii）申立人自身も、氏名変更や住所変更手続について行った覚えが無いとしていることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に関する諸手続を適切に励行していなかったことがうかがえ、申立人自身が申立期間を通じて、制度発足当初に払い出された国民年金手帳記号番号により、保険料の納付を行い得たとも考え難い。

さらに、申立人に国民年金制度発足当初及び昭和52年12月にそれぞれ払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1230

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 48 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 48 年 10 月まで
出産のため会社を辞めた後、市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、自身が市役所で行ったかもしれないが、加入手続をすること無く、市役所から自動的に納付書が届いたような気もするとしているほか、国民年金保険料の納付についても、まとめて市役所か金融機関で納付したように思うと述べるのみで、申立人の主張は不明瞭であり、明確な記憶も無いとしていることから、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したことをうかがい知ることはできない。

また、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金への加入は任意であったほか、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいずれも、申立人の居住する市においても、申立人の国民年金被保険者名簿等はない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から42年2月まで

私は、昭和42年3月に私と夫の国民年金の加入手続を行い、夫婦共に保険料をさかのぼって納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に、夫婦の国民年金への加入手続を行うとともに、夫の分と併せて国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の状況からみて、46年7月ごろに夫婦連番で払い出されたとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、及び申立期間直後の42年3月から44年3月までの保険料を、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）を利用して納付していることから、46年7月ごろ加入手続を行い、42年3月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推測される。

また、申立人が所持し、加入手続時に発行されたとみられる年金手帳にも申立期間当時、申立人が国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は未加入期間とされていたことがうかがえることから、申立期間を含めた特例納付の納付書が発行されたことは考え難い。

さらに、申立人は国民年金加入手続とともに、上記のとおり昭和42年3月から44年3月までの期間について特例納付したほか、44年4月から46年3月までの期間の過年度保険料及び46年4月から同年6月までの現年度保険料をまとめて納付したものと考えられるが、これら期間に係る保険料額を合わせた金額（2万400円）は、申立人が加入手続時にさかのぼって納付し

たとする金額（2、3万円）に近いものとなっており、申立人の特例納付の記憶とオンライン記録とは符合しているとも言える。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 6 日から 13 年 5 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が事実と異なっていることが分かった。

A事業所では、38万円ほどの給料をもらっていたので、標準報酬月額を給料に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 13 年度町県民税所得証明書から、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額以上の給料を得ていたことはうかがえるが、当該所得証明書からは、厚生年金保険料の控除額を確認することができず、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の事業主は、「社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人の給料と異なっていたかも知れないが、申立人の給料からは、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの事実は確認できず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても、申立人のみが低額であるという状況は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人

が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 17 日から同年 7 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録照会を行ったところ、A事業所に昭和 55 年 4 月から継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、同事業所には申立期間も勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、申立人のA事業所への就職日は昭和 55 年 4 月 1 日、離職日は同年 6 月 17 日となっており、離職日に離職票が交付されていることが確認できる上、当該加入記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致している。

また、同僚に照会したが、申立人のA事業所における勤務時期を具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所の事業主は既に死亡し、同事業所は廃業していることが確認できることから、死亡した事業主の妻である元事務担当者に照会したところ、「申立人についての記憶が無いので、短期間で辞めた従業員であると思う。当時の人事記録等の保存がないため、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除を確認することができないが、同事業所においては、全ての従業員に厚生年金保険に加入させており、雇用保険も同一期間加入させていた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から 63 年 12 月 30 日まで
(A 事業所)
② 平成 8 年 6 月から 9 年 5 月 1 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①は、CとしてA事業所に勤務した期間であり、申立期間②は、大手スーパーにテナントとして入っていたB事業所に、同じくCとして勤務した期間であるから、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたと主張している。

しかし、A事業所のオンライン記録では、申立人は、昭和 63 年 12 月 30 日から厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、この記録は申立人の雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、D事業所（A事業所が名称変更）の人事担当者は、「正社員であれば必ず作成保管される『雇用覚書』が申立人分について確認できないため、申立人は、パート契約の社員であったと思う。男性のパート勤務者も、雇用保険には必ず加入していたので、雇用保険被保険者記録のない期間は当社に勤務していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、A事業所の所在地、同僚の氏名等を記憶していないことから、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、当該期間に被保険者期間の確認できる同僚は、B事業所がE事業場のF店にテナントを出した時、申立人の主張どおり現地採用があったことを記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所のオンライン記録では、申立人は、平成9年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、この記録は申立人の雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、上述の同僚は、「地方出店時の現地採用はまれなことであるため記憶している。現地採用の者は、本社採用の者と異なり、すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかったかも知れない。」と証言している。

さらに、申立人はE事業場F店が開店した平成8年6月1日から9年5月1日の閉店まで勤務したと主張しているが、G事業所（E事業場の経営主体）は、F店の開店は8年10月であり、9年5月1日の閉店の事実はなく、同店におけるB事業所のテナントの撤退は14年10月であると回答しており、申立人の記憶と相違している。

加えて、申立人は、B事業所の所在地、上司及び同僚の氏名等を記憶しておらず、B事業所は閉鎖し、事業主とは連絡が取れず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況等に係る資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、勤務期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人が、「自分より後まで勤務していた。」と述べている同僚は、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が、「半年以上一緒に勤務した。」と述べている同僚の被保険者期間は1か月に満たないことが確認できる。

また、複数の元従業員は、「会社の社会保険関係への対応はいい加減だった。最初から加入しなかった人もいたと思う。」、「会社から健康保険を辞めたらどうかと勧められた。」、「自分の厚生年金保険の記録は、実際に勤務していた期間よりも短い。」と証言しており、A事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 45 年 7 月 3 日から 46 年 7 月 20 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 33 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間において、船舶所有者 A の B 船舶に乗船しており、船員保険に加入しているはずであるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船舶所有者 A の B 船舶における船員保険被保険者期間である昭和 38 年 1 月 20 日から同年 12 月 29 日までの期間以外に、29 年 8 月 1 日から 33 年 8 月 30 日についても船舶所有者 A の B 船舶に乗船していたとしている。

しかし、B 船舶の船舶登録及び進水時期は、C 組合から提供を受けた資料を確認したところ、昭和 31 年 4 月と記載されている。

また、船舶所有者 A の B 船舶の通信士であった者は、「船舶所有者 A の B 船舶に申立人と一緒に乗船した。期間は 1 年間ぐらいであった。また、申立人と一緒に乗船したのは 1 回であり、2 回は乗船していない。申立人は、当時は 25 歳前後であると思われ、10 歳代ではなかった。」と述べている。

さらに、上述の通信士以外の複数の同僚は、「申立期間において、船舶所有者 A の B 船舶に申立人と一緒に乗船した覚えがない。」という旨を述べており、申立人が申立期間において、船舶所有者 A の B 船舶に乗船していたことを確認することができない。

加えて、申立期間について、船舶所有者 A の B 船舶に係る船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、被保険者証記号番号の欠番も見受けられなかった。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 21 日から 33 年 2 月 11 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 9 月 23 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と同時期に資格喪失し、脱退手当金の受給記録がある複数の女性は、「退職の際に事業所から年金を一時金でもらえるとして脱退手当金の説明を受け、受給した。」と証言しており、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年10月25日から同年12月13日まで
② 昭和18年12月24日から19年5月19日まで
③ 昭和19年9月25日から20年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①は、B船舶からC船舶に転船を命ぜられ、待機していた期間である。申立期間②は、乗り組んでいたC船舶が沈没した後の遭難していた期間及び内地帰還までの期間である。申立期間③は、乗り組んでいたD船舶が沈没した後の現地待機期間及び内地帰還までの期間である。

いずれの申立期間も、戦時海運管理令下において、徴用船員としてA事業所との雇用関係は継続していたと考えるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、文献等の記載から、当時、A事業所が船舶所有者の立場にあったことは認められる。

しかし、申立期間当時の船員保険法では、船員保険の被保険者は船舶に乗り組んだ日にその資格を取得し、船舶に乗り組まなくなった日の翌日にその資格を喪失すると規定されており、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が開始されたのは、昭和20年4月1日以降である。

申立期間①について、申立人は、転船命令を受け待機していた期間であるとしており、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和17年10月25日に船員保険の被保険者資格を喪失した後、同年12月13日に再度、資格

を取得していることが確認でき、申立期間①に係る被保険者期間は確認できない。

また、海軍の徴用船員の記録を管理するE省が発行した申立人の履歴書によれば、申立人は徴用船員として、昭和17年12月13日にC船舶に乗船し嘱託を命ぜられたことが確認でき、申立期間①に係る徴用船員としての記録は確認できない。

申立期間②について、申立人は、C船舶が沈没した後の遭難していた期間及び内地帰還までの期間であるとしており、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和18年12月24日に船員保険の被保険者資格を喪失した後、19年5月19日に再度、資格を取得していることが確認でき、申立期間②に係る被保険者期間は確認できない。

また、前述の履歴書によれば、C船舶に乗船し嘱託を命ぜられた申立人は、昭和18年12月23日に嘱託を解かれた後、19年6月10日にD船舶に乗船し嘱託を命ぜられたことが確認でき、申立期間②に係る徴用船員としての記録は確認できない。

さらに、社会保険庁（当時）の戦時加算該当船舶名簿によれば、C船舶の加算区域航行期間は、昭和16年12月8日から18年12月23日までとなっており、申立人の主張内容及び文献等の記載から、当該船舶が爆撃を受け同年12月*日に沈没したことが確認できる。

申立期間③について、申立人は、D船舶が沈没した後の現地待機期間及び内地帰還までの期間であるとしており、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和19年9月25日に船員保険の被保険者資格を喪失した後、20年4月1日に再度、資格を取得していることが確認でき、申立期間③に係る被保険者期間は確認できない。

また、前述の履歴書によれば、D船舶に乗船し嘱託を命ぜられた申立人は、昭和19年9月24日に嘱託を解かれており、申立期間③に係る徴用船員としての記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の戦時加算該当船舶名簿によれば、D船舶の加算区域航行期間は、昭和19年5月30日から同年9月24日までとなっており、申立人の主張内容及び文献等の記載から、当該船舶が爆撃を受け同年9月*日に沈没したことが確認できる。

以上のことから、申立期間①、②及び③は、乗船までの待機期間及び船舶が沈没した後の次の船舶に乗船するまでの期間であり、船舶に乗り組んでいた期間とは言えず、申立人が、当時の船員保険法で規定する被保険者であったとは考え難い。

このほか、B船舶、C船舶及びD船舶を所有していた事業所の後継事業所であるF事業所に照会したが、「当時の船員保険に関する資料は無い。」と回答しており、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1281

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 5 月 12 日まで
社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所にBとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C共済組合連合会から提出された年金加入記録回答書から、申立人は、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の年金加入記録回答書から、申立人の申立期間は、共済年金の組合員期間であり、厚生年金保険の被保険者期間でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 58 年 1 月 1 日となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 4 日から 39 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 7 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。